

中央環境審議会水環境部会及び専門委員会の運営方針について

平成13年9月27日
(一部改正)平成18年3月13日
水環境部会長決定

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定。平成18年3月13日一部改正)第11条第2項及び中央環境審議会の運営方針について(平成13年1月15日総会決定。平成18年3月13日一部改正。以下「総会決定」という。)7の規定に基づき、中央環境審議会水環境部会及び専門委員会の運営方針について、次のとおり定める。

・部会の運営方針について

部会の運営方針は、中央環境審議会議事運営規則及び総会決定によるほか、以下によることとする。

1. 会議の公開及び出席者について

総会決定1(1)の規定により会議を非公開とするときは、部会長は、その理由を明らかにするものとする。

(略)

・専門委員会の運営方針について

専門委員会の運営方針は、中央環境審議会議事運営規則によるほか、総会決定1及び2並びに上記の部会の運営方針に準ずるものとする。

(参 考)

中央環境審議会の運営方針について

平成13年1月15日
(一部改正)平成18年3月13日
(一部改正)平成24年11月19日
総 会 決 定

事 項	
1 会議の公開及び出席者について (1) 会議の公開について (略)	<p>総会については、原則として公開するものとし、その他の部会については、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とするものとする。</p> <p>会長又は部会長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。</p> <p>(略)</p>